

# 覚せい剤原料保管場所の届出書

第1号

覚せい剤取締法第30条の12第1項 第2号の規定により覚せい剤原料の保管場所を届け出ます。

平成 年 月 日

住 所

氏 名

印

島根県知事

殿

指定の種類、番号 及び年月日	
業務所（製造所）の 所在地及び名称	
覚せい剤原料を保管 しようとする場所	
参 考 事 項	

備考

- 1 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とすること。
- 2 字は、墨又はインクを用い、楷書<sup>かい</sup>ではつきり書くこと。
- 3 申請者が法人の場合は、氏名欄には、その名称及び代表者氏名を記載すること。
- 4 参考事項欄には、保管場所の構造、設備及び保管方法の概要、保管品目その他参考となるべき事項を記載すること。